

さ情審査答申第108号
平成26年 7月29日

さいたま市教育委員会
委員長 大谷 幸 男 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成25年11月11日付けで貴委員会から受けた、「平成22年2月18日（木）PM2:00～PM5:00、さいたま市立教育研究所における「職員事事情聴取」に係る全ての記録資料及び録音テープ」（以下「本件対象個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成25年8月5日付け教学教職第1859号によりさいたま市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象個人情報のうち、録音テープ（ボイスレコーダー）及び第三者に対する事情聴取事項・指導及びコメントの開示を求めるものである

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 録音テープに関して「法的根拠」が示されておらず、職権乱用及び信用失墜行為に該当する可能性が高く、「公平・中立」であるべき教育行政に対して責任ある回答を請求する。
- (2) 第三者に対する事情聴取事項・指導及びコメントに関しても、既に行

政に対する信頼関係は損なわれており、回復するためにも正しい情報を提供することを強く請求する。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 平成22年2月18日に勤務態度不良により、実施機関が審査請求人に対し事情聴取を行った。
- 2 審査請求人は、平成25年7月22日付けで「個人情報開示請求書」により「平成22年2月18日（木）、さいたま市立教育研究所における職員事事情聴取に係るすべての記録資料及び録音テープ」の開示を請求したものである。対象情報は、事情聴取時に用いられた、ボイスレコーダーと「事情聴取記録」であるが、ボイスレコーダーについては事情聴取記録を作成した後、直ちに消去していることから存在しない。事情聴取記録の不開示部分については、保護者や児童の名前、保護者や児童のコメント、教諭等の名前やそのコメント、そして、審査請求人が児童に声掛けをした不適切な言葉を不開示とした。これは、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるとともに、審査請求人にすべて公開されることになれば、今後事情聴取するにあたり、第三者が率直な意見を言わなくなることや、開示することによりさいたま市と職員又は、職員相互の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、条例第14条第2号及び第5号に該当するものと判断し、一部開示とする決定を行った。
- 3 実施機関は、事情聴取の際に、申立人が「メモを取りたい」と発言した際、事情聴取担当者は「こちらで記録、録音しているのでメモは結構です。」と断りを入れ、録音する旨を伝えている。また、録音は、事情聴取記録を作成後、消去している。録音は、事情聴取の内容を正確に記録するために実施しているものであり、事情聴取記録を作成した後、消去することは問題ないものとする。
- 4 実施機関は、事情聴取の第三者の意見やコメントについて公開することになれば、今後、事情聴取において、率直な意見や事実確認が困難になることや、実施機関と学校職員、又は教職員相互の信頼関係を損なうおそれがある。また、情報を開示することにより、第三者が個人にあっては、該当個人のプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益等を害するおそれがあることから、条例第14条第2号及び第5号に該当するものと判断し一部開示とした。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、審査請求人から平成25年7月22日付けで開示請求を受けた「平成22年2月18日（木）PM2:00～PM5:00、さいたま市立教育研究所における「職員事故事情聴取」に係る全ての記録資料及び録音テープ」である。実施機関は、本件開示請求に対して、「職員事故事情聴取」に係る録音テープ（ボイスレコーダー）（以下「本件対象個人情報①」という。）については、聴取内容を記録後、消去しているため不存在とし、また、「職員事故事情聴取」に係る全ての記録資料として事情聴取記録（平成22年2月18日（木））（以下「本件対象個人情報②」という。）を特定したうえ、条例第14条第2号及び第5号に該当する部分を除き開示した。

審査請求人は、本件処分に対して、本件対象個人情報①に関して、法的根拠が示されておらず、職権乱用及び信用失墜行為に該当する可能性が高く、本件対象個人情報②のうち、第三者に対する事情聴取、指導及びコメントの部分に関して、既に行政に対する信頼関係は損なわれており、回復するためにも正しい情報を提供することを強く請求するとして、当該不開示部分の開示を求め審査請求を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象個人情報①について

実施機関によれば、録音は事情聴取の内容を正確に記録するために実施しているものであり、補助的なものなので、事情聴取記録を作成した後、消去したという。

この実施機関の説明に不自然な点はなく、本件対象個人情報①の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、不存在と認めるのが相当である。

なお、審査請求人は不服申立書において、「法的根拠」が示されておらず、職権乱用及び信用失墜行為に該当する可能性が高く、「公平・中立」であるべき教育行政に対して、責任ある回答を請求する。」と述べているが、当審査会が、その利用に関する「法的根拠」を審査する権限はない。また、「責任ある回答を請求する。」という主張は、本件の審査に関するものでなく、上記の判断に影響を及ぼすものでないため、これには言及しない。

(2) 本件対象個人情報②について

本件対象個人情報②は、平成22年2月18日に審査請求人に対して実施された事情聴取記録であり、第三者である保護者や児童の名前やコ

メント、また、教諭等の名前やコメント、そして、審査請求人が児童に声掛けした不適切な言葉など、審査請求人に関係のある者が述べた発言が記載されている。

事情聴取記録に記載されている第三者に対する事情聴取事項、指導及びコメントが審査請求人に開示されると、今後同様な事情聴取を行う上で、第三者が発言を躊躇うなど、率直な意見や正確な事実を確認するための事情聴取の運営に影響するものと考えられ、また、実施機関と職員、保護者・その児童との信頼関係、さらに職員相互の信頼関係が損なわれるおそれがあるものであり、当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれが現実的、具体的に存在するものと認められる。

したがって、実施機関が条例第14条第2号及び第5号により、第三者の権利利益を害するおそれがあるものであり、さらに、事情聴取という事務事業の適正な遂行をも困難にするおそれがあるものとして、本件対象個人情報②のうち第三者に対する事情聴取事項、指導及びコメントの部分を開示とした本件処分は妥当である。

なお、審査請求人の不服申立書にある、「既に行政に対する信頼関係は損なわれており、回復するためにも正しい情報を提供することを強く求める」は、本件の審査に関するものでなく、上記の判断に影響を及ぼすものでないため、言及しない。

- 3 以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成25年11月11日	諮問の受理（諮問第328号）
②	同 年 12月16日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成26年 1月16日	審議
④	同 年 4月17日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 5月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 7月10日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者

(五十音順)